

須坂市生涯学習センター・地域公民館の利用について(取扱いの一例です)

活動の種類	利用内容	貸出の可否	減免の可否		条件等
			施設使用料	冷暖房・調理設備	
営利性を伴う活動	1 物品・サービスの販売のみを目的とした活動(展示販売・貴金属の買取等)	×			
	2 企業の広告、宣伝のみを目的とした活動(製品の展示説明・試食・試飲等を含む)	×			
	3 公共的団体・生産組合・商店会・各種職能団体等が、専門技術の向上や親睦、地域貢献のために行う活動	○	○	×	
	4 参加料・入場料等を徴収して広く一般に参加を呼び掛ける学習会・上映会・イベント等	○	△	×	教材費・テキスト代等必要経費のみの場合は施設使用料を免除します
	5 会員内で会費を徴収して行う学習会・サークル活動等	○	○	×	
	6 サークル・教室等で作成した工芸品やアクセサリー等の展示・販売	○	△	△	部屋を占有しない場合は使用料は発生しません
	7 有料で開催する演奏会・公演のための練習活動	○	△	×	同一会場で開催する場合、開催日に連続するリハーサル等の準備は有料になります
	8 買い物弱者支援のための出張販売 福祉施設による販売実習	△	○	△	部屋を占有しない場合は使用料は発生しません
	9 学習塾・スポーツジム等職業的指導者による有料の教室事業 民間団体が運営するフリースクールによる面接・行事等の開催	○	△	×	市内の文化団体が開催する教室等は施設使用料を50%減免します
	10 地域の雇用創出につながる職員採用試験等の開催 地域に大規模会場がない場合に企業の研修・会議等に使用する	○	×	×	
政治的活動	11 特定の政党その他政治団体による、政策目的を実現するための集会 同団体の構成員による会議	×			
	12 公職選挙法に基づく選挙期間中の立候補者への会場貸与	△	×	×	選挙管理委員会の指示によるものは可能です
	13 住民団体が広く一般に呼びかけて行う政治学習会の開催	○	△	×	4の扱いに準じます
	14 政党又は議員が行う国政・県政又は市政の動向について、広く一般に呼びかけて開催する集会の開催	○	○	×	
	15 労働組合が行う総会、学習会等の開催	○	○	×	特定の政治家や政党の応援、ビラやポスターの掲示、直接的な争議行為は不可
	16 公私の選挙に際し、特定の政党又は候補者を支持するための運動、集会の開催	×			
宗教的活動	17 宗教団体が信者又は一般に呼びかけ、布教・儀式の開催や信者の育成等の宗教活動を行う	×			
	18 神社の祭事に奉納するための神楽、太鼓、獅子舞等の練習をする。 教会の礼拝で歌う讃美歌の練習をする。 しめ縄づくり・クリスマス会などの一般に親しまれている行事の開催	○	○	×	